

倉吉市上下水道局企業管理規程第3号

倉吉市公共下水道条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市公共下水道条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の固着箇所及び工事の実施方法)

第2条 条例第4条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させる箇所及び工事の実施方法は、次によるものとする。

- (1) 箇所 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔に、管底高にくいちがいの生じないようにし、雨水のみを排除する排水設備は、雨水ますの取付管の管底高以上の箇所に所要の孔を開け、汚水管、雨水管とも、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
- (2) 前号によりがたい特別な理由があるときは、公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の指示を受けること。
- (3) 工事の実施方法 固着させる工事の実施については、市の職員の立会いの下に行わなければならない。

(排水設備等の計画の確認)

第3条 条例第6条第1項の規定による排水設備等の新設等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書（様式第1号）に設計書及び次の表に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、簡単なものについては、一部を省略することができる。

種類	明示する事項
見取図	申請地、方位、道路、目標となる地物
平面図	縮尺100分の1から600分の1まで 方位、道路、境界、公共ます、建物、間取り、排水設備の位置、寸法等
縦断面図	排水設備の寸法等、勾配、地盤高、土被り、管底高
配管図	排水設備及び付帯装置の寸法等
同意書	隣接等利害関係がある場合
その他	管理者が必要と認める事項

2 管理者は、前項の計画を確認したときは、排水設備等計画確認書（様式第2号）を交付する。

(排水設備の構造基準)

第4条 排水設備は、次に定める構造基準によらなければならない。ただし、管理者がこれによりがたいと認めるときは、この限りでない。

(1) 管渠

ア 管渠の構造は、暗渠としなければならない。ただし、雨水のみを流通するものは、開渠とすることができる。

イ 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。

(2) ます

ア ますは、管渠の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは種類を異にする管渠の接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設けなければならない。ただし、清掃又は検査の容易な場所には枝付管若しくは曲管を用いることができる。

イ 暗渠の直線部には、内径の120倍以下の間隔にますを設けなければならない。

ウ 汚水ますの底部は、これに集合又は接続する管渠の内径に応じたインバートを設け汚泥が溜らないようにしなければならない。

エ 雨水ますの底部には、管底から深さ15センチメートル以上の泥溜を設けなければならない。

オ ますには、密閉蓋を設けなければならない。ただし、雨水ますにあっては格子蓋を設けることができる。

カ ますの内径又は内のり

種類		ますの内径又は内のり
1種	管渠の内径又は内のりが125ミリメートル以下のとき。	150ミリメートル以上
2種	管渠の内径又は内のりが125ミリメートルを超え、200ミリメートル以下のとき。	200ミリメートル以上
3種	管渠の内径又は内のりが200ミリメートルを超えるとき。	管渠と同径以上

(3) 防臭装置 管渠の必要な箇所には、容易に内部を検査及び掃除ができるよう構造の防臭装置を設けるものとする。

(4) じんかい防止装置 台所、浴室、洗濯場その他下水の流通を妨げる固形物（し尿を除く。）を排出するおそれのあるものの流入口には、10ミリメートル目以下の金属製のスクリーンを取り付けなければならない。

(5) 油脂遮断装置 油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他油脂類を多量に排出するおそれのある箇所には油脂遮断装置を設けなければならない。

(6) 沈砂装置 洗車場その他土砂を多量に排出する箇所には適当な砂溜りを設けなければならない。

(7) 構造及び材料 管渠及びますその他附属装置は、鉄筋コンクリート管、コンクリート管、陶管、硬質塩化ビニル管、セメント、モルタル、コンクリートその他の耐水性のものを用い、不透耐久構造としなければならない。

(8) ポンプ施設 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けなければならない。

(排水設備等の軽微な変更)

第5条 条例第6条第2項ただし書に規定する排水設備等の軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 屋内の排水管に固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器の大きさ、構造、位置等の変更

(2) じんかい防止装置、防臭装置等で確認を受けたときの能力を低下させることのない軽微な変更

2 条例第6条第2項本文の規定による届出は、排水設備等変更届(様式第3号)によるものとする。

(排水設備等の工事の検査)

第6条 条例第7条第1項の規定による排水設備等の工事の検査を受けようとするときは、排水設備等工事完了届(様式第4号)により届け出なければならない。

2 条例第7条第2項の検査済証は、排水設備検査済証(様式第5号)によるものとする。

(軽微な工事)

第7条 条例第8条第1項に規定する管理者が別に定める軽微な工事は、第5条第1項の変更を行うための工事とする。

(総代理人の届出)

第8条 条例第10条の規定による総代理人の選定又は変更の届出は、排水設備等共同設置総代理人選定(変更)届(様式第6号)によるものとする。ただし、倉吉市水道事業給水条例施行規程(昭和55年倉吉市水道事業管理規程第2号。以下「水道給水規程」という。)第3条第2項の規定による総代理人選定及び総代人等変更届の提出をもってこれに代えることができる。

(除害施設の設置等の適用除外)

第9条 条例第12条第2項及び第13条第2項に規定する管理者が別に定める下水は、次に掲げるものとする。

(1) 生物化学的酸素要求量に類似する項目及び浮遊物質質量 1日平均排出量が50立方メートル未満のもの

(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量に限る。) 1日平均排出量が50立方メートル未満のもの

(除害施設の設置等の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出は除害施設設置等届(様式第7号)により、当該除害施設の工事着手15日前までにしなければならない。

2 前項の届出をするときは、次に掲げる図書その他管理者が必要と認める資料を添付しなければならない。

(1) 付近の見取図 方位、道路、河川及び目標となる地形、地物等の事項を明示すること。

(2) 配置図 敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給排水設備の位置等の事項を明示すること。

(3) 生産工程図 生産工程ごとの使用原材料の量、使用薬品量、使用水量、用水源の種類及び排水量等の事項を明示すること。

(4) 除害施設の説明書 排水時間的変動及び濃度の変化、処理方法、処理目標及びその計算根拠、発生汚泥等の処理及び処分の方法、土木及び機械工事の設計図、排水処理工程図、工事費等の事項を明示すること。

(5) 資金計画書 自己資金又は借入資金の別及び借入先等の事項を明示すること。

(除害施設の工事の検査)

第11条 条例第15条第1項の規定による届出は除害施設設置等工事完了届(様式第8号)により、同条第2項の規定による検査済証の交付は除害設備検査済証(様式第9号)によるものとする。

(除害施設による下水の処理方法)

第12条 条例第16条に規定する管理者が別に定める処理方法は、別表に掲げるとおりとする。ただし、

管理者がこれと同等以上と認めるときは、別の処理方法によることができる。

(除害施設管理責任者の選任の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、除害施設管理責任者選任届(様式第10号)によるものとする。

(水質の測定等)

第14条 条例第18条の規定による水質の測定及びその記録は、管理者が必要に応じて定める。

(使用開始等の届出)

第15条 条例第21条の規定による使用開始等の届出並びに条例第22条の規定による工場及び事業場からの下水の排除の開始等の届出は、下水道使用開始等届(様式第11号)によるものとする。ただし、条例第21条の規定による休止又は再開したときの届出は、水道給水規程第10条第1項又は同規程第9条の規定による給水申込及び水道使用状況変更届の提出をもってこれに代えることができる。

2 前項の届出に係る使用者又は工場及び事業場の下水の量若しくは水質に変更があったときは、その旨を5日以内に、下水道使用者等変更届(様式第12号)により届け出なければならない。ただし、使用者の変更については、水道給水規程第10条第2項の規定による給水装置使用者等変更届の提出をもってこれに代えることができる。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設)

第16条 条例第23条の3第3号の管理者が別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合は、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第4条の3第2項の規定により、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講ずる措置)

第17条 条例第23条の3第5号に規定する管理者が別に定める措置は、重要な排水施設(地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下同じ。)にあっては次項各号に掲げる耐震性能を、重要な排水施設以外の排水施設にあっては次項第1号に掲げる耐震性能を確保するために講ずるべき措置として次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生じるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生じるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生じるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、排水施設に用いられる材料、排水施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 排水施設の耐震性能は、次に掲げるとおりとする。

- (1) レベル1地震動（排水施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、排水施設の健全な流下能力を損なわないこと。
- (2) レベル2地震動（排水施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、重要な排水施設の所期の流下能力を保持すること。

（排水管内径及び排水渠の断面積を定める数値）

第18条 条例第23条の3第6号の管理者が別に定める数値は、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 排水管内径 100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては30ミリメートル）
- (2) 排水渠の断面積 5,000平方ミリメートル

（特別使用の許可申請）

第19条 条例第23条の9第1項の規定による特別使用の許可を受けようとする者は、公共下水道特別使用許可申請書（様式第13号）を管理者に提出しなければならない。

（行為の許可申請書）

第20条 条例第24条の規定による申請は、行為の許可申請書（様式第14号）によるものとする。

（占用許可申請及び占用料）

第21条 条例第26条第1項の規定による申請は、下水道敷等占用許可申請書（様式第15号）によるものとし、管理者が許可を認めたときは、下水道敷等占用許可書（様式第16号）を交付する。

2 条例第26条第2項の管理者が別に定める占用料は、公共下水道の敷地にあつては倉吉市道路占用料条例（昭和45年倉吉市条例第13号）、排水施設にあつては倉吉市法定外公共物管理条例（平成15年倉吉市条例第40号）の例による。

（その他）

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、倉吉市公共下水道条例施行規則等を廃止する規則（令和2年倉吉市規則第17号）による廃止前の倉吉市公共下水道条例施行規則（昭和53年倉吉市規則第6号）（使用料に係る部分を除く。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 別表（第12条関係）

## 除害施設による下水の処理方法

水質の項目	処理方法
温度	貯留（放冷）、混和
水素イオン濃度	中和処理（pH調整）
生物化学的酸素要求量	活性汚泥法、散水ろ床法、嫌気性消化法
浮遊物質	スクリーン法、沈降分離法、浮上分離法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	重力式油分離法、浮上分離法、ろ過法、凝集沈澱法
窒素消費量	酸化法（エアレーション）、凝集沈澱法
カドミウム及びその化合物	水酸化物凝集沈澱法、沈澱浮選法、吸着法、イオン交換法
シアン化合物	アルカリ塩素処理法、電解法
有機リン化合物	アルカリ分解法、活性汚泥法、活性炭吸着法
鉛及びその化合物	水酸化物凝集沈澱法、イオン交換法
六価クロム化合物	還元法、イオン交換法
砒素及びその化合物	吸着法、凝集沈澱法、酸化法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	硫化物凝集沈澱法、吸着法、イオン交換法
アルキル水銀化合物	硫化物凝集沈澱法、吸着法、イオン交換法
PCB	焼却法、凝集沈澱法、吸着法
フェノール類	抽出法、化学的酸化法、微生物酸化法
銅及びその化合物	水酸化物沈澱法、折出法、吸着法、イオン交換法
亜鉛及びその化合物	水酸化物沈澱法、活性炭吸着法、イオン交換法
鉄及びその化合物（溶解性）	凝集沈澱法、回収法、鉄バクテリア法、イオン交換法
マンガン及びその化合物（溶解性）	空気酸化法、凝集沈澱法、イオン交換法、接触ろ過法
クロム及びその化合物	イオン交換法、凝集沈澱法
フッ素化合物	凝集沈澱法、イオン交換法

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住所  
申請者 氏名  
電話

㊦

倉吉市公共下水道条例第6条第1項の規定により計画の確認を申請します。

工事の種類	1 新設    2 増設    3 改築		
施工場所	倉吉市	番地	し尿浄化槽 有・無
土地所有者の住所・氏名	㊦	土地面積	m <sup>2</sup>
建物所有者の住所・氏名	㊦	建物面積	m <sup>2</sup>
工事着工予定年 月 日	年 月 日	工事完了予定年 月 日	年 月 日
委託業者	印	責任技術者	
使用水の種類	1 上水道・簡易水道 2 井戸水 3 その他( )	排水の種類	1 家庭汚水 2 事業場汚水 3 その他( )
事業所欄	事業所名	業種 (事業内容)	
	日平均 使用水量	1 上水道・簡易水道 m <sup>3</sup> /日	従業員数 人
		2 井戸水 m <sup>3</sup> /日	排水口数 箇所
		3 その他( )m <sup>3</sup> /日	排除場所
添付書類	設計書・見取図・平面図(縮尺1/ )・縦断面図・配管図		
水道メーター	新規・継続・口径変更		

排水設備等計画確認書

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申請のあった排水設備の新設等  
届出 変更 について確認しましたので  
通知します。

確認年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
排水設備 設置場所	倉吉市 番地		
排水設備設置者 住所・氏名	住所		
	氏名		
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで	指定業者 氏名	住所
			氏名

(注) この確認書は、工事着手、検査等に必要ですから大切に保管してください。



様式第3号（第5条関係）

排水設備等変更届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

申請者 住所  
氏名  
電話 ㊟

次のとおり排水設備（排水施設）の一部を変更したいので、別紙図書を添えて届け出します。

確認番号	第 号	確認年月日	年 月 日
設置場所	倉吉市 番地		
変更事項			
委託業者	印	責任技術者	

様式第4号（第6条関係）

排水設備等工事完了届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住所  
申請者 氏名  
電話  
④

次のとおり排水設備（排水施設）の新設（増設、改築）工事が完了したので、届け出します。

確認番号	第 号	確認年月日	年 月 日
設置場所	倉吉市 番地		
完了年月日	年 月 日		
委託業者	印	責任技術者	

様式第5号（第6条関係）  
排水設備検査済証

排	水	設	備
検	査	済	証
検 倉	査 吉	第	号 市

- 1 地色 黄
- 2 文字 黒
- 3 大きさ 縦 3.5センチメートル  
横 6センチメートル

様式第6号（第8条関係）

排水設備等共同設置総代人選定（変更）届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
電 話  
住 所  
氏 名 ㊟  
電 話

次のとおり排水設備に関する一切の事項を処理するため総代人を選定（変更）しますので、  
届け出します。

排水設備設置場所		倉吉市		番地	
排水設備設置者		住 所			
		氏 名			
確 認 番 号		第 号			
総 代 人	新	住 所			
		氏 名			
	旧	住 所			
		氏 名			
選定（変更）年月日		年 月 日			
理 由					

除害施設設置等届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住所  
申請者氏名  
電話

㊦

倉吉市公共下水道条例第14条の規定により次のとおり届け出します。

除害施設の設置場所及び使用者	倉吉市	番地	(電話 )
除害施設の施工者	(電話 )		
排水設備等の施工者	(電話 )		
工事の種類	1 新設 3 改築 5 撤去	2 増設 4 修理	工事又は事業場面積 m <sup>2</sup>
工事期間	着工予定	年 月 日	完了予定
排出汚水の水量及び水質	水量	日平均	別紙のとおり
除害施設の型式			
変更する場合	変更事項		
	変更理由		
添付図書	1 付近の見取図 3 生産工程図 5 資金計画書	2 配置図 4 除害施設の説明書	

(注) 届出は、工事着手の15日前までに届け出なければならない。

除害施設設置等工事完了届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

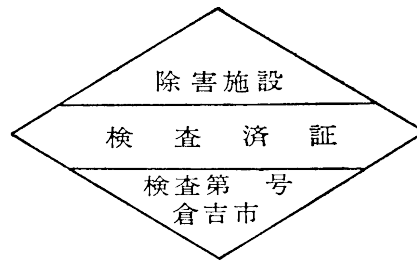
㊟

倉吉市公共下水道条例第15条第1項の規定により次のとおり届け出します。

除害施設の設置場所及び使用者	倉吉市 番地		
工 事 の 種 類	1 新設 2 増設	工事着工年月日	年 月 日
	3 改築 4 修理	工事完了年月日	年 月 日
	5 撤去	使用開始年月日	年 月 日
除 害 施 設 の 施 工 者			
排 水 設 備 の 施 工 者			
処 理 前 及 び 処 理 後 の 水 質	処理前 処理後	別紙のとおり 別紙水質測定記録表のとおり	
備 考			

(注) 届出は、工事完了の日から5日以内に届け出なければならない。  
水質は、実測によること。  
水質測定記録表の様式は、下水道法施行規則様式第13号による。

様式第9号（第11条関係）  
除害設備検査済証



- |   |     |   |            |
|---|-----|---|------------|
| 1 | 地色  | 黄 |            |
| 2 | 文字  | 黒 |            |
| 3 | 大きさ | 縦 | 3.5センチメートル |
|   |     | 横 | 6センチメートル   |

除害施設管理責任者選任届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

㊟

倉吉市公共下水道条例第17条の規定により次のとおり届け出します。

設 置 場 所	倉吉市 番地
除 害 施 設 管 理 責 任 者 の 氏 名	
所 属 部 課 及 び 役 職 名	
資 格	
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日
備 考	



下水道使用開始等届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住所  
申請人 氏名 ④  
(総代人) 電話

倉吉市公共下水道条例第21条第1項(第22条第1項)の規定により、次のとおり届け出します。

排除場所	倉吉市	番地	確認番号	第 号
届出の区分	開始(新築・増改築)	休止	再開	廃止 臨時使用
開始等年月日	年 月 日			
排水の種類	1家庭污水	2家庭及び事業場污水	3工場又は事業場污水	4その他( )
使用水の種類	水道水のみ・水道水以外( )・併用( )			
※家庭汚水を排水する場合	水道水以外 の使用水量	家庭用 その他( ) 計	人× m <sup>3</sup> /月 = m <sup>3</sup> /月 = m <sup>3</sup> /月	m <sup>3</sup> /月 m <sup>3</sup> /月 m <sup>3</sup> /月
※工場又は事業場汚水を排水する場合	水道水の使用水量	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月
	水道水以外 の使用水量	井戸水 その他( ) 計	平均 平均 平均	m <sup>3</sup> /日 m <sup>3</sup> /日 m <sup>3</sup> /日 m <sup>3</sup> /月 m <sup>3</sup> /月 m <sup>3</sup> /月
	排水の水質	別紙のとおり		
臨時 使用 届	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	排除汚水量	平均	m <sup>3</sup> /日×	日間= m <sup>3</sup>
	その他			
水道メーター	口径 mm	番号	— 指針 m <sup>3</sup>	委託業者 印

一部接続の場合は、全部接続の確約書、排除汚水量認定申請書を併せて提出してください。

下水道使用者等変更届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

申請人 住所  
氏名 ㊟  
電話

倉吉市公共下水道条例第21条第1項（第22条第1項）の規定により届け出た内容に変更がありますので、次のとおり届け出します。

排除場所	倉吉市	番地	確認番号	第	号	
届出の区分	使用者の変更 下水の量又は水質の変更(※工場及び事業場排水)					
変更年月日	年 月 日					
変更内容	使用者	住所 氏名				
	下水の量 又は水質	水道水の使用水量	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月	
		水道水以外 の使用水量	井戸水	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月
			その他 ( )	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月
		計	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月	
	排水の水質	別紙のとおり				

公共下水道特別使用許可申請書

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

申請者 住所  
氏名  
電話 ㊟

倉吉市公共下水道条例第23条の9第1項の規定による特別使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

排除場所	倉吉市 番地
使用者氏名 (建物名称)	
特別使用の理由	
使用開始時期	年 月 日
添付書類	位置図、現況写真等、排水設備等計画確認申請書の写し
備考	

行為の許可申請書

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

㊦

倉吉市公共下水道条例第24条の規定により次のとおり申請します。

設 置 場 所	倉吉市	番地
行 為 の 場 所	1 公共下水道の排水施設の <sup>きよ</sup> 開渠である構造の部分 2 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下 3 公共下水道の排水施設の <sup>きよ</sup> 暗渠である構造の部分	
設置する物件		
行 為 を 必 要 と す る 理 由		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
変 更 する 場 合	変 更 事 項	
	変 更 理 由	
添 付 書 類	位置図 配置図 $\left(\frac{1}{200}\right)$ 構造図 $\left(\frac{1}{20}\right)$	
備 考		

下水道敷等占用許可申請書

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

㊟

倉吉市公共下水道条例第26条第1項の規定により次のとおり申請します。

占 用 場 所	倉吉市			番地先
使 用 者	住 所			
	氏 名			
占 用 目 的				
占 用 期 間	許可の日から 年 月 日まで			
面 積	長	m	幅	m 面積 m <sup>2</sup>
物件工作物又は 施設の構造				
施 工 者	住 所			
	氏 名			
変更 する 場合	変更事項			
	変更理由			
添 付 書 類	1 工作物設計図及び仕様書 2 隣地の土地又は建物の所有若しくは占有者と利害関係がある ときはその同意書 3 位置図			
備 考	位置図	配置図 $\left(\frac{1}{200}\right)$	構造図 $\left(\frac{1}{20}\right)$	

年 月 日

下水道敷等占用許可書

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申請のあった下水道の占用については、次のとおり許可します。

占用場所	倉吉市			番地先		
使用者	住所					
	氏名					
占用目的						
占用期間	年	月	日から	年	月	日まで
占用面積	長さ	幅	面積			
	( m )	× ( m )	= ( m <sup>2</sup> )			
占用料	月	円				年
許可の条件						